

通達甲(警.人2.採1)第1号

平成18年3月7日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

職員の採用面接試験官適任者の指定及び運用について

[沿革] 平成29年1月 通達甲(副監.警.人1.企)第2号改正

このたび、職員の採用面接試験官適任者の指定及び運用については、次により平成18年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警察官採用試験面接試験官適任者の指定及び運用について(昭和54年3月31日通達甲(警.人2.採)第3号)は、廃止する。

記

第1 趣旨

面接試験は、採用業務を通じて、受験者にじかに接することにより、人物を観察し、評価し得る唯一の機会であり、採用の適否を決定する上において極めて重要である。そこで、職員の採用面接を行う者(以下「面接試験官」という。)として真に適任と認められる者(以下「面接試験官適任者」という。)をあらかじめ指定し、必要な教養を実施した上、これらの者に採用面接を行わせ、もって職員の採用試験及び採用選考における面接試験の適正を期するものである。

第2 面接試験官適任者の推薦

所属長は、人事第二課長の要請に基づき、自所属の職員の中から面接試験官適任者を推薦するものとする。

第3 面接試験官適任者の推薦基準

面接試験官適任者は、警視、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は同相

当職の警察行政職員のうち、見識、資質等から判断して、面接試験官の適格性を有し、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 警務部各所属及び警察学校に勤務する者
- 2 前1以外の所属に勤務する者のうち、面接試験官として従事したことがある者等

第4 面接試験官適任者の指定

面接試験官適任者は、前第3の推薦基準により所属長が推薦した者の中から警務部長が指定し、年度ごとに示達する。

第5 面接試験官適任者に対する指導教養

人事第二課長は、前第4により面接試験官適任者が指定されたときは、当該面接試験官適任者に対し、事前に面接の手法及び要領等、面接試験実施上必要な事項について教養を行うものとする。

第6 面接試験官の派遣要請等

- 1 人事第二課長は、各所属の実情を勘案し、採用試験日又は採用選考日ごとに面接試験官適任者の中から面接試験官を指定し、関係所属長に派遣を要請するものとする。
- 2 所属長は、前1により面接試験官として派遣を要請された者の勤務調整を行い、当該面接試験官を派遣するものとする。ただし、当該面接試験官を派遣することができないときは、事前に電話により人事第二課長（警視庁採用センター経由）に通知するものとする。

第7 面接試験官適任者としての資質の向上

面接試験官適任者は、任務の重要性を認識し、面接試験官として必要な資質を高めるため、自己研さんに努めなければならない。